半田市政記者クラブ同時

2026年11月10日（火）
愛知県知多県民事務所
環境保全課環境保全グループ
担当　木佐、河野
電話　0569-21-8111(代表)
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当　内田、鹿又
内線　3050、3057
ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ　052-954-6225

半田市における地下水汚染について

2026年5月21日に公表しました半田市の旧半田病院における土壌汚染について、同市が詳細調査を実施したところ、新たに地下水汚染が判明した旨、本日、同市から愛知県に報告がありました。

県は、同市に対し、地下水汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1　報告内容

（1）報告者

半田市

（2）報告年月日

2026年11月10日（火）

（3）汚染が判明した土地の所在地

愛知県半田市東洋町（とうようちょう）二丁目29番の一部

（4）調査結果

次表のとおり、県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果最大値	地下水基準	超過井戸数／調査井戸数
ふっ素及びその化合物	2.2mg／L（2.8倍）注	0.8mg／L以下	8／8

注：（　）内は地下水基準に対する倍率を示す。

2　今後の対応

半田市は、地下水汚染の拡散防止措置を検討します。

県は、同市に対し、地下水汚染対策を適切に実施するよう指導するとともに、関係行政機関と連携して、汚染井戸の周辺調査及び井戸所有者に対する情報提供等を実施します。

3　事業者の連絡先

半田市　総務課

住所：愛知県半田市東洋町二丁目1番地

電話：0569-84-0613

4　調査対象地の概要

調査対象地は、1977 年まで紡績工場または飛行機製造工場の敷地の一部として利用されていました。その後、1982 年から 2025 年まで病院の敷地として利用されていました。

今回汚染が判明したふっ素及びその化合物は、病院の試薬として取扱履歴がありますが、漏洩（ろうえい）事故等の記録はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考１

2026 年５月 21 日（木）公表内容

半田市における土壌汚染について

半田市が、旧半田病院において土壌汚染等調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同市に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

１　報告内容

（１）報告者

半田市

（２）報告年月日

2026 年５月 21 日（木）

（３）汚染が判明した土地の所在地

愛知県半田市東洋町（とうようちょう）二丁目 29 番の一部

（４）報告の根拠

県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年愛知県条例第７号。以下「条例」という。）

（５）調査結果

ア　土壌溶出量

次表のとおり、条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果最大値	土壌溶出量基準	基準超過土壌検出深度	超過区画数／調査区画数[注２]
ふっ素及びその化合物	1.2mg/L（1.5倍）[注１]	0.8mg/L以下	1.0～1.6m 2.2～3.2m 4.3～4.9m	8／307

注１：（　）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注２：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ　土壌含有量

全ての調査地点で条例に規定する土壌含有量基準に適合しました。

（６）当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、コンクリート舗装又は不透水シートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

２　今後の対応

同市は、汚染土壌を原則掘削除去する予定です。

県は、同市に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導していきます。

参考２

○　基準を超過した特定有害物質について

・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/Lの濃度で12～46％の人に軽度の斑状歯（はんじょうし）が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を１日４mg以下としています。

（参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」）